

入間市農村環境改善センター利用再開に伴うガイドライン

本ガイドラインは、農村環境改善センターの利用再開に伴い、入間市で定める「入間市主催事業等の開催における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実践し、施設利用者の活動に関する事項について示したものです。

1. 施設全般に関する感染症防止対策

- (1) センター入り口に消毒液を設置する。受付窓口には遮蔽透明ビニールを設置する。また、利用者にはマスク着用をお願いし、窓口は密集しないように間隔をあける目印の設置を行う。利用者には、別紙「感染防止対策チェックリスト」に記載の注意事項の遵守をお願いし、参加者名簿、体温等記入し提出を依頼する。発熱者等は利用を断る。
- (2) 各施設に換気を促す掲示をし、入り口ドアの開放もお願いする。但し、冷暖房使用時は定期的に換気をするよう注意していく。(掲示物等)
- (3) 玄関ドア、ロビー等の窓は開館時間中常時開ける。
館内ドアノブ、手すり、自動販売機等不特定多数の人が触れる場所は、定期的に消毒・清掃を行う。(利用終了後適宜)
ロビーでは対面での飲食や対面での会話を回避するよう椅子等の配置や間隔を置くなど工夫する。

2. 各施設に関する感染症防止対策

(1) 屋外施設及び多目的ホール

運動等のマスクの着用は利用者等の判断によるものとするものの、受付、更衣、休憩等の運動等を行っていない間は、マスクの着用をお願いする。(※マスクを着用しての運動やスポーツは、十分な呼吸ができずに人体に影響を及ぼす可能性があるため。)

○テニスコート・多目的広場

- ・更衣室は感染リスクが比較的高いと考えられるため、他の利用者と密になることを避けること。対面での会話等を避けること。

○多目的ホール

- ・利用可能種目は、バレーボール、卓球(卓球台3台まで)、バドミントン。
運動に支障のない範囲でマスクを着用。その他は間隔を広くとる。
- ・社交ダンス等の利用者が接触を伴う活動については、常時間隔を空けて利用をお願いする。

(2) 屋内施設（会議室等）

会議室等においては、収容定員を最大利用可能人数の半数を限度とし、貸出しを行う。

なお、調理室においては調理の特性から使用中に一定の距離を保つことが難しいこと、また全ての調理器具類の消毒を徹底することが困難なことから、当面の間貸出しは行わないこととする。（※今後の状況を踏まえ、適宜見直しを行う。）

○洋室小会議室（最大利用可能人数 12 人）

●ガイドライン適用後 6 人

○洋室大会議室（最大利用可能人数 30 人）

●ガイドライン適用後 15 人

○洋室会議室（大・小）（最大利用可能人数 42 人）

●ガイドライン適用後 21 人

○生活研修室（最大利用可能人数 12 人）

●ガイドライン適用後 6 人

○視聴覚図書室（最大利用可能人数 30 人）

●ガイドライン適用後 15 人

○視聴覚研修室（最大利用可能人数 42 人）

●ガイドライン適用後 21 人

○和室会議室（小）12 畳（最大利用可能人数 12 人）

●ガイドライン適用後 6 人

○和室会議室（大）30 畳（最大利用可能人数 30 人）

●ガイドライン適用後 15 人

○和室会議室（大・小）42 畳（最大利用可能人数 42 人）

●ガイドライン適用後 21 人

○調理実習室（最大利用可能人数 15 人）

●ガイドラインでは適用後 7 人とするが、当面貸し出しは行わず公民館等の貸出し状況を見ながら判断していく。

3. 適用

本ガイドラインは、令和 2 年 6 月 13 日から適用する。なお、国及び県の対処方針及び入間市主催事業等の開催における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行う。